

女川原子力発電所環境放射能及び温排水測定基本計画等の一部改正について

1 経緯

東北電力(株)女川原子力発電所周辺地域の環境放射能測定については、「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定」で定める「女川原子力発電所環境放射能及び温排水測定基本計画」(以下「基本計画」という。)に基づき、地方自治体(宮城県, 女川町, 石巻市)及び施設者(東北電力(株))が一元化して実施することとしている。

しかしながら、東日本大震災の影響で、モニタリング施設が被害を受けたこと及び環境試料の入手が難しくなったことなどにより、基本計画どおりに測定を実施することができず、暫定的な運用を進めてきたところである。

そのような状況の中で、測定体制の再整備を進めてきており、今般、東日本大震災前の測定体制と同程度に復旧できる見込みであることから、復旧状況に合わせ、基本計画等の一部改正を行うものである。

2 改正内容(詳細は、資料-2-2~資料-2-5のとおり。)

(1) 「女川原子力発電所環境放射能及び温排水測定基本計画」の一部改正

- イ 積算線量の測定を現状に合わせ蛍光ガラス線量計のみとする。(I-2-(2)-ニ, (3)-ニ)
- ロ 環境試料の測定項目等にSr (ストロンチウム) -90及びH-3 (トリチウム)を加える。(I-3-(3))
- ハ 放水口モニターの設置地点等を現状に合わせ改正する。(I-4-(2), (5))
- ニ 新設するモニタリングステーションに合わせて名称等を改正する。(表1)
- ホ モニタリングポイントの位置を現状に合わせ改正する。(表2)
- へ 指標海産物にエゾノネジモクを追加する。(表3)
- ト 文言を整理する。

(2) 「環境放射能測定実施計画」の一部改正

- イ 新設するモニタリングステーションに合わせて測定項目を改正する。(表1)
- ロ 指標海産物にエゾノネジモクを追加する。(表2)
- ハ アラメの採取頻度等を改正する。(表2)
- ニ 従来陸水採取地点の廃止に伴い採取地点を変更する。(表2)
- ホ 採取地点等を現状に合わせ改正する。(表2)
- へ 前処理方法にエゾノネジモクの前処理方法を追加する。(表3)
- ト 文言を整理する。

(3) 「環境放射能評価方法」の一部改正

- イ 外部被ばくによる実効線量の推定にNaI (T1) 検出器の測定結果を追加する。(1-(1))
- ロ 外部被ばくによる実効線量の推定から熱蛍光線量計を削除する。(1-(1))
- ハ 預託実効線量の推定にSr-90及びH-3の分析結果を追加する。(1-(2))
- ニ 周辺環境の保全の確認における評価対象核種にSr-90及びH-3を追加する。(4)
- ホ 文言を整理する。

3 施行日

平成31年4月1日から施行することとしたい。